

## スカウト活動事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、ボーイスカウト東京連盟多摩西地区八王子協議会及びガールスカウト八王子連合会（以下「交付対象団体」という。）が実施する事業に対し、毎年度の予算の範囲内において交付するスカウト活動事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 青少年の健全な育成と青少年教育の向上に寄与し、交付対象団体相互の連絡と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象事業)

第3条 交付対象事業は、交付対象団体が実施する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 1 市内青少年の健全育成の推進に寄与する事業
- 2 市民との交流活動
- 3 スカウト指導者の育成活動
- 4 社会奉仕活動
- 5 庶務経費
- 6 その他青少年の健全育成を図る事業

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業経費の2分の1以内とし、市の予算の範囲内において交付する。

### (交付申請)

第5条 規則第6条第1項の規定による交付申請は、補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとし、事業計画書、予算書、収支計画書、その他必要な書類を添えて、事業に着手する日の属する月の初日までに市長に提出しなければならない。

### (交付決定通知)

第6条 規則第7条第2項の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。なお、支払は概算払いとする。

### (補助金の請求)

第7条 交付対象団体は、前条の交付決定通知を受けたときは、速やかに請求書（別記第3号様式）を提出するものとする。

### (補助事業変更・中止・廃止申請)

第8条 規則第10条の規定による市長への申請は、補助事業変更・中止・廃止申請書（別記第4号様式）によるものとする。

### (実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（別記第5号様式）によるものとし、決算書、帳簿、その他必要な書類を添えて、事業終了後、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助事業確定通知書（別記第6号様式）によるものとする。なお、残金等がある場合は市が指定する期日までに返還するものとする。

（補助金制度の見直し）

第11条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年（2022年）3月31日にその効力を失う。
- 3 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行日以降においては、この附則の規定中「平成34年（2022年）」とあるのは、「令和4年（2022年）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年（2026年）3月31日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。